

2024（令和6）年11月1日

## 時間外労働に関する協定の締結について

柴島浄水場では、令和6年度におきまして、柴島浄水場再構築事業や水道DX戦略に係る業務負担の増加や、職員の途中退職等により、一部職員に負担がかかる状況になってきており、可能な限り業務を平準化するなど時間外勤務の抑制に努めているところですが、今後の業務状況を考慮すると、今年度締結した一年間に延長することができる時間（所定労働時間を超える時間数）の240時間を超過する見込みが生じてまいりました。

このような状況から、下記職員に限り、一年間に延長することができる時間（所定労働時間を超える時間数）を変更した協定書の締結をお願い申し上げます。

なお、時間外勤務の命令にあたりましては、当該職員の健康状態にも十分配慮してまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 1 対象者及び時間外勤務の状況（令和6年10月30日現在）

対象職員	4～10月	11～3月 各月見込み	11～3月 見込み合計	上限変更 (1時間未満繰下)
職員A（副場長・維持管理）	167時間15分	30時間/月	150時間	320時間
職員B（係長・技術調査）	219時間55分	28時間/月	140時間	360時間
職員C（係長・設備維持管理）	158時間30分	30時間/月	150時間	320時間
職員D（係員・維持設備(電気)）	217時間00分	28時間/月	140時間	360時間

※ なお、年間の上限時間の変更は、今年度限りの時限措置とする。

※ 月の上限時間45時間については、変更なし

### 2 変更開始月 令和6年11月6日から

### 3 時間外勤務増加の業務要因及び期間等

- (1) 水道DX戦略及び、柴島浄水場再構築事業等に係る業務（期間：令和6年4月から令和7年3月末）

#### 【職員A,B】

令和5年度に策定された水道DX戦略に基づくアクションプランを策定するにあたり、浄水部門事務局として、浄水部門内外での調整会議の開催やアクションプラン作成に向けた資料作成及び、関係所属との調整等の業務が増加することとなった。

加えて、令和6年度から柴島浄水場再構築事業に係る新たな局体制が構築され、柴島浄水場においても、令和6年度末までの限られた期間の中で、新システムに係る施設諸元の決定に向けて、多岐にわたる調査研究を進めていく必要がある。また、再構築事業は、既存処理系統

の一部を休止しながら稼働させる既存施設の稼働率を引き上げる必要があるなど、様々な制約条件のもとで進めていく必要があることから、既存施設に係る浄水処理上の課題提起を行ったうえで、個々の課題に対して綿密に調査検討を継続して進めていく必要がある。

令和6年度末までには、一部の実験や検討・分析を行うとともに、課題に対応するための取組計画を立案する必要があるため、引き続き、時間外勤務が生じる見込みである。

(2) 維持設備に係る業務（期間：令和6年4月から令和7年3月末）

【職員 A, C, D】

年度当初、係内の係員4名（機械職2名、電気職2名）中、2名（機械職1名、電気職1名）が健康面や業務遂行面で配慮しなければいけない状況（身体障害者、持病（過去休職））であった。

そのうち、係員（電気職）1名は、持病の悪化などにより時間外勤務が難しく休暇等を多く取得している状況で、さらに病状悪化に伴い令和6年8月に退職に至ったことから、当該係員と同職種の職員Dに負担が生じている状況にあり、時間外勤務が大幅に増加する要因となっている。

現在、退職した当該係員が担当していた業務については、技術的業務の一部を他係の電気職係員が担うとともに、事務的業務は10月から臨時任用職員（事務）を配置して担うようにするなど、職員Dの負担軽減に係る対策は講じているものの、職員Dの業務負担を完全に解消することは難しい状況にある。

また、係員（機械職）1名については身体に障害があるため、業務の難易度や処理能力等に配慮しつつ担当業務を割り振る必要があることや職員1名が退職したことから、機械職である係長（職員C）が他職員の負担軽減のため一部業務を負担しており、これらの体制は年度末まで継続させる必要がある。加えて、職員A及び職員Cは、工業用水道特定運営事業のモニタリング担当として、前年度のモニタリング業務のとりまとめを行う必要があり、モニタリング報告書等の作成及び関係者との調整に想定以上の時間を要したことが、今年度前半の時間外勤務の増加要因となっている。

上記のとおり、特定の職員に業務が偏っている状況が確認された場合には、適宜、業務の平準化や係間の応援体制等の業務執行体制を見直すとともに、業務上可能なものは、発注時期をずらすなど措置を行うなど、職員への負担軽減及び時間外勤務の抑制に取り組んでいるところであるが、設備維持担当においては引き続き時間外勤務が生じる見込みである。

(3) 災害支援活動に係る業務（期間：令和6年4月）

【職員 A】

令和6年1月に発生した能登半島地震に伴い、能登町現地本部の連絡調整班として災害支援業務に従事したため、業務が増加することとなった。令和6年4月末に完了したものの、通常業務に加えて、新たに生じた業務であるため、時間外勤務の増加要因となっている。